

綾瀬市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

【令和8年度～令和11年度】

～「働きやすさ」と「やりがい」の両立を目指して～

令和8年3月

綾瀬市教育委員会



# 目次

---

1	計画策定の趣旨	4
	(1) 背景	4
	(2) 計画の位置付け	5
	(3) 計画期間	5
2	綾瀬市の現状	6
	(1) 時間外在校等時間の現状	6
	(2) ウェルビーイングに関する現状	7
3	目標設定	8
4	方向性の検討に当たって	9
	(1) 「学校と教師の業務の3分類」の19項目について	9
	(2) 実態調査について	10
5	基本的な考え方	11
	(1) 3つの基本的な考え方	11
	(2) 基本的な考え方に基づく19項目の評価	12
	(3) 優先項目の選定プロセス	13
	(4) 本計画における優先項目	14
6	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	15
	(1) 優先項目	15
	(2) その他事項	19
	(3) 学校における措置の推進	21
	(4) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組	21
7	推進体制	22
	(1) 本計画の進行管理	22
	(2) 教育委員会と学校の連携強化	22
8	策定経過	22

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 背景

近年、教育職員\*（以下「教員」という。）の過酷な労働環境は、我が国の学校教育における構造的な課題となっています。教員の長時間勤務は、教員自身の心身の健康を損なうおそれがあるだけでなく、授業準備や児童・生徒との関わりに充てる時間を圧迫し、ひいては教育の質の低下を招く要因となり得ます。加えて、全国的に深刻化する教員不足の一因ともされており、教員が安心して働き続けることができる環境の整備は喫緊の課題です。

こうした状況を受け、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」\*（令和7年法律第68号。以下「改正給特法」という。）が成立しました。この改正により、教員の処遇改善と働き方改革が一体的に推進されることとなり、サービス監督教育委員会\*には、教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保のための措置を講ずることが義務付けられるとともに、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及びその実施状況の公表が求められることとなりました。本市においても、教員が心身ともに健康な状態で、自らの専門性を最大限に発揮しながら、児童・生徒一人一人に向き合う教育活動を展開できる環境を整えることが急務となっています。

このような認識のもと、改正給特法及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。）に基づき、本計画を策定するものです。

---

**教育職員** 給特法第2条第2項に規定する教育職員。校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師をいう。

**公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律** 公立小・中学校の教員の給与体系を見直し、処遇の適正化と地域間格差の是正を図る法律の改正。教育現場の持続的な質向上を目的とし、教員調整額の引き上げや業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等について規定している。

**サービス監督教育委員会** 給特法第2条第1項に規定する、義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会。本計画では綾瀬市教育委員会を指す。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、改正給特法及び国指針に基づき、服務監督教育委員会として、綾瀬市教育委員会が策定する実施計画です。

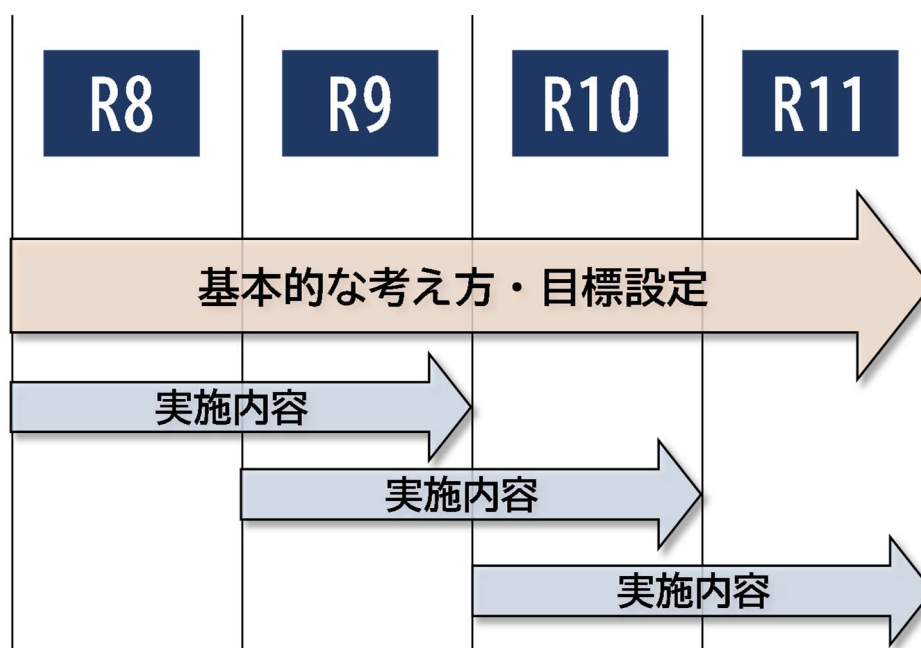
また、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき策定する「綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）」（以下「学校教育推進プラン」という。）との整合を図るとともに、学校教育推進プランの基本方針の一つである「教職員の資質向上と働き方改革の推進」を具体化する実施計画として、両計画を連動させながら推進します。

## (3) 計画期間

本計画の対象期間は、国指針に基づき令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間で、本計画の推進に当たっての基本的な考え方と目標を掲げます。

具体的な措置の実施内容については、本計画の進捗度や教育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、2か年程度の見通しを持ちながら、総合教育会議\*における協議を通じて、毎年検討を行うものとしします。

【図】 計画期間



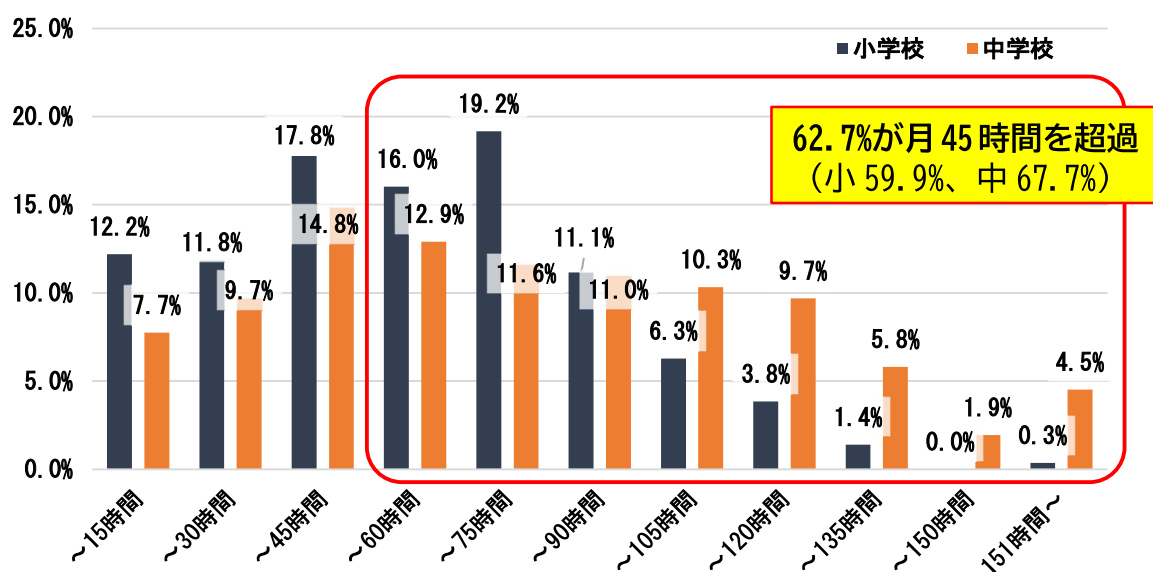
総合教育会議 首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により地方公共団体に設置された会議で、教育行政施策等について協議・調整を行う。

## 2 綾瀬市の現状

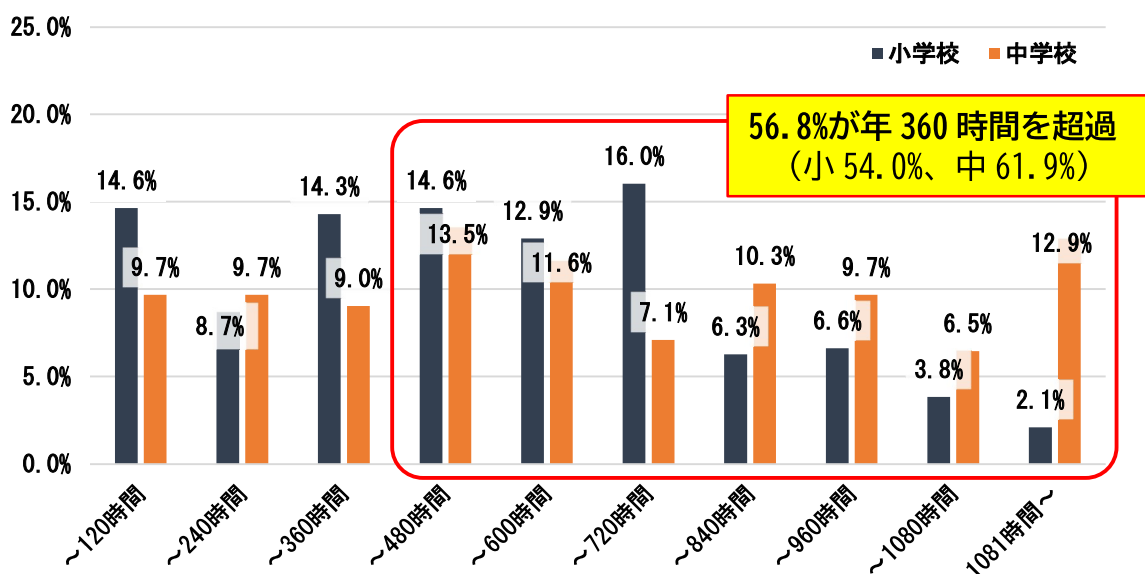
### (1) 時間外在校等時間\*の現状

本市では、令和3年2月に制定した「綾瀬市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則」（以下「規則」という。）において、時間外在校等時間の上限を「1か月において45時間」「1年において360時間」と定め、教員の業務量の適切な管理に努めていますが、時間外在校等時間の現状は次のとおりとなっています。

【グラフ】月当たりの最大時間外在校等時間の分布（令和6年度）



【グラフ】教員の年間時間外在校等時間の分布（令和6年度）



【表】規則に掲げる上限時間外在校等時間の超過率（令和6年度実績）

校種	月 45 時間を超過した 教員の割合	年 360 時間を超過した 教員の割合
小学校	59.9%	54.0%
中学校	67.7%	61.9%
全体	62.7%	56.8%

【表】教員の時間外在校等時間の平均（令和6年度実績）

校種	平日		休日		合計	
	年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均
小学校	375.3 時間	31.3 時間	18.3 時間	1.5 時間	393.6 時間	32.8 時間
中学校	384.0 時間	32.0 時間	127.7 時間	10.6 時間	511.8 時間	42.6 時間
全体	378.3 時間	31.5 時間	56.7 時間	4.7 時間	435.1 時間	36.3 時間

## （2）ウェルビーイング\*に関する現状

令和7年度に神奈川県が実施した「教員の働き方改革に係る意識調査」の結果、教員の「働きやすさ」と「やりがい」の現状は次のとおりです。

項目	小学校 (県平均)	中学校 (県平均)
現在の職場を「働きやすい職場」と感じている教員の割合	72.5% (80.7%)	79.5% (77.5%)
現在の仕事に「やりがいがある」と感じている教員の割合	90.2% (90.4%)	89.3% (88.6%)

「やりがい」を感じている教員の割合は約9割と高水準である一方、「働きやすい職場」と感じている教員の割合は7割台にとどまっています。このことは、多くの教員が教育活動そのものには強い使命感とやりがいを感じながらも、業務環境には改善の余地があると認識していることを示唆しています。

業務改善に当たっては、この高い「やりがい」を損なうことなく、「働きやすさ」を向上させるバランスの取れた改革が重要です。

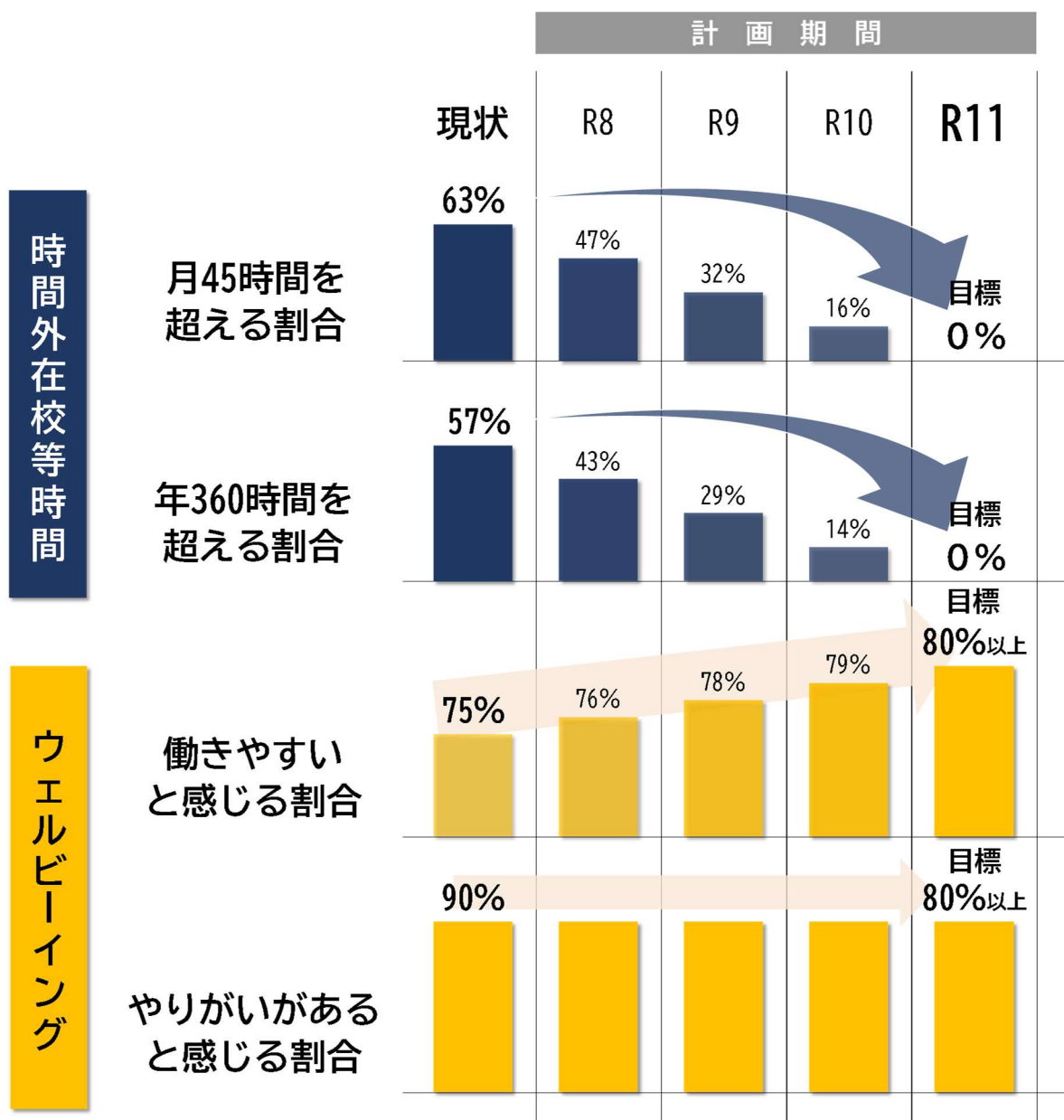
時間外在校等時間 教員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間。指針において月 45 時間・年 360 時間を上限とされている。

ウェルビーイング 身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。本計画では「働きやすさ」と「やりがい」の両立を意味する概念として用いる。

### 3 目標設定

本計画においては、「時間外在校等時間の削減」と「ウェルビーイングの向上」を車の両輪として捉え、令和11年度末までの達成を目指す二つの目標を定めます。

時間外在校等時間の削減のみを追求するのではなく、教員のやりがいを守りながら業務環境を改善する「ウェルビーイング」の視点を重視し、神奈川県教育委員会と同様の目標設定をします。特に、教員が「やりがいがある」と感じている割合は現時点で目標を上回っていますが、時間外在校等時間の削減を進めるにつれてやりがいの低下が懸念されるため、両目標の達成に向けてはウェルビーイングへの配慮が必要です。



## 4 方向性の検討に当たって

### (1) 「学校と教師の業務の3分類」の19項目について

国指針において、教員が担っている業務について「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つの分類に基づき、見直しや適正化を図るべき19の代表的な業務が示されています。服務監督教育委員会は、この19項目を基本として、地域の実情等を踏まえながら、優先的に取り組む事項を選定し、実施計画に位置付けることとされています。

【表】国指針が示す学校と教師の業務の3分類及び業務内容の代表例

分類	No.	業務内容
学校以外が担うべき業務	1	登下校時の通学路における日常的な見守り
	2	夜間における校外の見回り、補導時の対応
	3	学校徴収金の徴収・管理
	4	地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
	5	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応
教師以外が積極的に参画すべき業務	6	調査・統計等への回答
	7	学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
	8	ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
	9	学校プールや体育館等の施設・設備の管理
	10	校舎の開錠・施錠
	11	児童生徒の休み時間における安全への配慮
	12	校内清掃
	13	部活動
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	14	給食の時間における対応
	15	授業準備
	16	学習評価や成績処理
	17	学校行事の準備・運営
	18	進路指導の準備
	19	支援が必要な児童生徒・家庭への対応

## (2) 実態調査について

本計画の策定に当たっては、学校現場の現状や課題を把握するため、令和7年10月に市内全15校（小学校10校・中学校5校）に対し、19項目に関して次の①～④を調査したところ、結果は下表のとおりでした。

- ①達成状況：3分類に沿う形で整理が行われているか3段階で評価  
（○＝3点、△＝2点、×＝1点で平均値をスコアとして算出）
- ②現状と課題・改善事項：当該業務の具体的な実施状況と認識されている課題
- ③教員従事時間数：校内の教員が年間で当該業務に従事している推計時間数
- ④削減可能時間数：措置の実施により削減が見込まれる推計時間数

【表】実態調査の結果

業務内容	達成度スコア	従事時間(h/年)	削減可能(h/年)
No.1 登下校時の通学路における日常的な見守り	2.7	750	150
No.2 夜間における校外の見回り、補導時の対応	2.7	150	90
No.3 学校徴収金の徴収・管理	1.9	625	500
No.4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	2.1	180	150
No.5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応	1.5	6,250	3,125
No.6 調査・統計等への回答	1.3	1,000	200
No.7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	2.3	200	50
No.8 ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	2.2	3,000	2,000
No.9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	2.0	1,300	270
No.10 校舎の開錠・施錠	2.7	150	100
No.11 児童生徒の休み時間における安全への配慮	1.5	20,000	1,500
No.12 校内清掃	1.5	5,000	1,000
No.13 部活動	2.0	36,000	36,000
No.14 給食の時間における対応	1.7	15,000	500
No.15 授業準備	2.8	30,000	5,000
No.16 学習評価や成績処理	2.0	30,000	5,000
No.17 学校行事の準備・運営	2.2	300	100
No.18 進路指導の準備	1.6	0	0
No.19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	2.3	5,000	1,500

## 5 基本的な考え方

### (1) 3つの基本的な考え方

本計画においては、本市の現状や課題を踏まえ、次の3つの基本的な考え方を柱とし、措置の内容を決定するものとします。

#### 子どもファースト

#### 子どもの学びの質を最優先

業務の見直しは、教員が子どもと向き合う時間を創出し、教育の質を高めるための手段として位置付けます。

いかなる業務改善も、子どもの利益を最優先に考えます。教育効果を損なう改善や、子どもの安全を脅かすおそれのある変更は行いません。

#### ウェルビーイング

#### 「働きやすさ」と「やりがい」の両立

児童・生徒との直接的な関わりや教育活動の創意工夫を伴う業務等は、教員の「やりがい」につながる業務であり、教員が直接担うことを基本とします。

見直しの対象は、その周辺に位置する事務的・補助的な業務に限定し、教員の専門性と使命感を守るとともに、教員が「教員としての仕事」に没頭できる体制整備を進めます。

#### 実現可能性

#### 確実な業務量の削減

各校の実情や子ども・保護者・地域等への影響を考慮しながら、無理な改革は推進せず、先行事例があり、確実に業務の削減が見込める施策を優先します。

また、取組の推進によって、教員に新たな事務負担が発生するような「業務の付け替え」にならないよう、業務量の抜本的な削減に取り組みます。

## (2) 基本的な考え方に基づく 19 項目の評価

本計画における優先項目を選定するに当たって、19 項目の業務内容について、「基本的な考え方」の各要件を満たしているか、A～C の 3 段階で評価しスコア化しました。なお、評価に当たっては、実態調査における学校からの定性的な回答データも参考にしました。

【表】基本的な考え方に基づく 19 項目の評価

業務内容	子ども ファースト	ウェルビー イング	実現可能性
No.1 登下校時の通学路における日常的な見守り	C	A	C
No.2 夜間における校外の見回り、補導時の対応	C	A	B
No.3 学校徴収金の徴収・管理	A	A	B
No.4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	A	A	A
No.5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応	A	A	A
No.6 調査・統計等への回答	A	A	C
No.7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	A	A	A
No.8 ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	A	A	A
No.9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	A	A	A
No.10 校舎の開錠・施錠	A	A	B
No.11 児童生徒の休み時間における安全への配慮	C	C	C
No.12 校内清掃	C	C	C
No.13 部活動	B	B	A
No.14 給食の時間における対応	C	C	C
No.15 授業準備	A	B	A
No.16 学習評価や成績処理	A	B	A
No.17 学校行事の準備・運営	A	B	A
No.18 進路指導の準備	A	B	C
No.19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	C	A	C

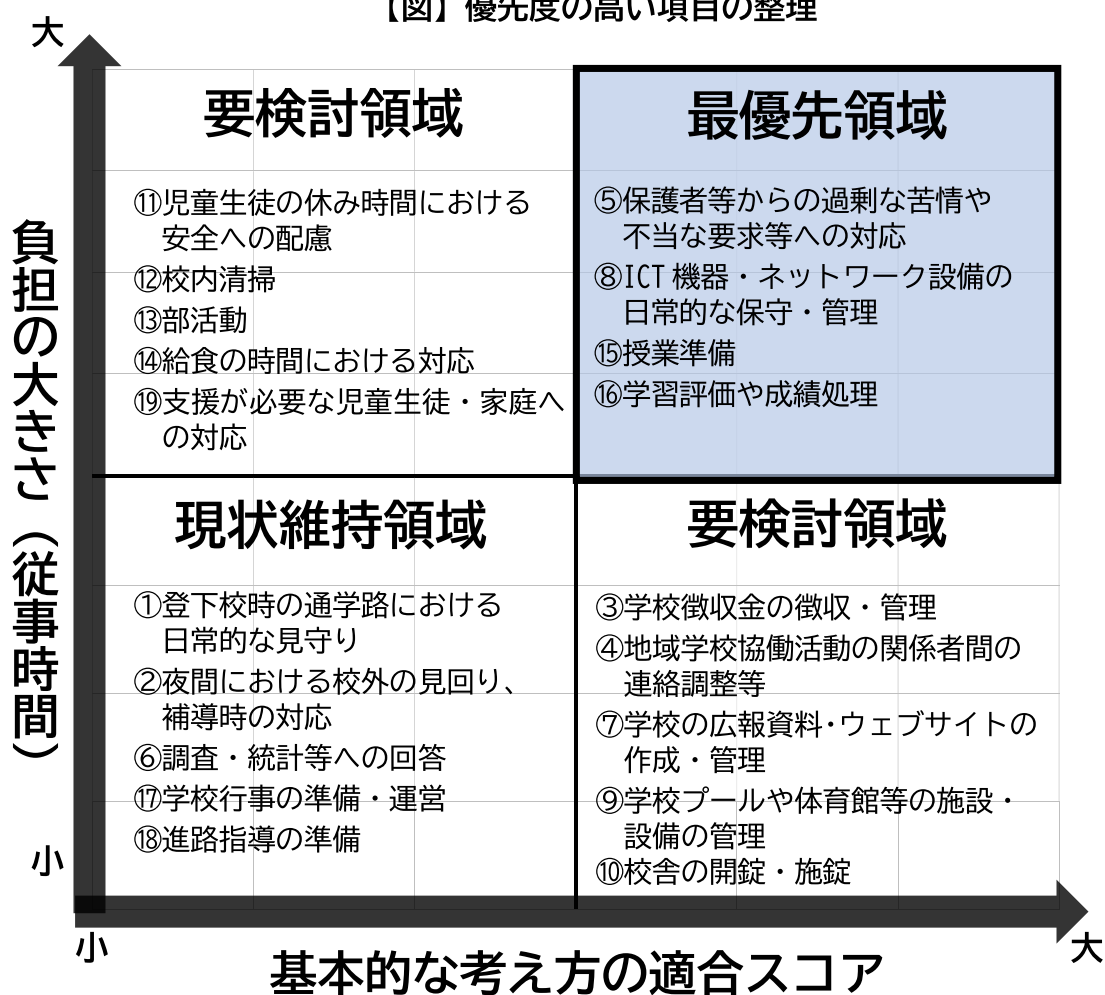
【表】評価の基準及び配点

評価	評価基準	点数
A	基本的な考え方に合致している	3点
B	基本的な考え方に一部合致している 基本的な考え方の要件を満たすためには課題の整理が必要	2点
C	基本的な考え方に合致していない、	1点

### (3) 優先項目の選定プロセス

本計画の目標達成に向けて取り組むべき方向性を検討するため、19項目について、「負担の大きさ（従事時間）」と「基本的な考え方の適合スコア」の2軸で分析し、優先度の高い項目を視覚的に整理しました。

【図】優先度の高い項目の整理



#### (4) 本計画における優先項目

本計画における 19 項目の優先順位については、図における「最優先領域」を優先項目、それ以外の領域を「その他項目」として 2 段階に分類しました。

##### ■ 優先項目

次の各項目については、高い削減効果が見込まれるとともに、基本的な考え方に合致する取組であることから、本計画において優先的に取り組む項目として設定します。

次章では、令和 8 年度中の着手に向けて、基本的な考え方を踏まえながら現状や課題を整理し、本計画が掲げる目標の達成に向けて、課題感の元となる原因の考察・アプローチの検討を行いました。また、検討のロジックを踏まえた方向性を整理し具体的な内容を「取組の方向性」としてまとめています。

優 先 項 目	
No.5	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応
No.8	ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
No.15	授業準備
No.16	学習評価や成績処理

##### ■ その他項目

上記以外の各項目については、比較的負担が大きくないか、基本的な考え方に掲げる子どもへの影響や教員のウェルビーイング、実現可能性を踏まえて検討した結果、基本的な考え方に合致しないか、措置の実施に当たっては課題点の整理が必要だと考えられることから、現時点では措置を行わないものとし、現状及び課題点のみ整理します。

今後の方向性については、基本的な考え方を踏まえながら、状況の変化や目標の達成状況に応じて慎重に検討を行うものとしします。

## 6 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 優先項目

業務内容	No.5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応
現状・課題	<p>苦情や要求については学校が主体となって対応しており、「保護者等の対応に放課後かなりの時間を割いている」等の切迫した声が寄せられていることから、大きな時間的・精神的負担となっています。</p> <p>また、対応の長期化により、いじめ重大事態等の深刻な事案に発展する懸念や、放課後の対応・ケース会議等に多くの時間を要していることから、事案の早期解決が求められています。</p>



### 目標の達成に向けて

#### 「早期解決」の必要性

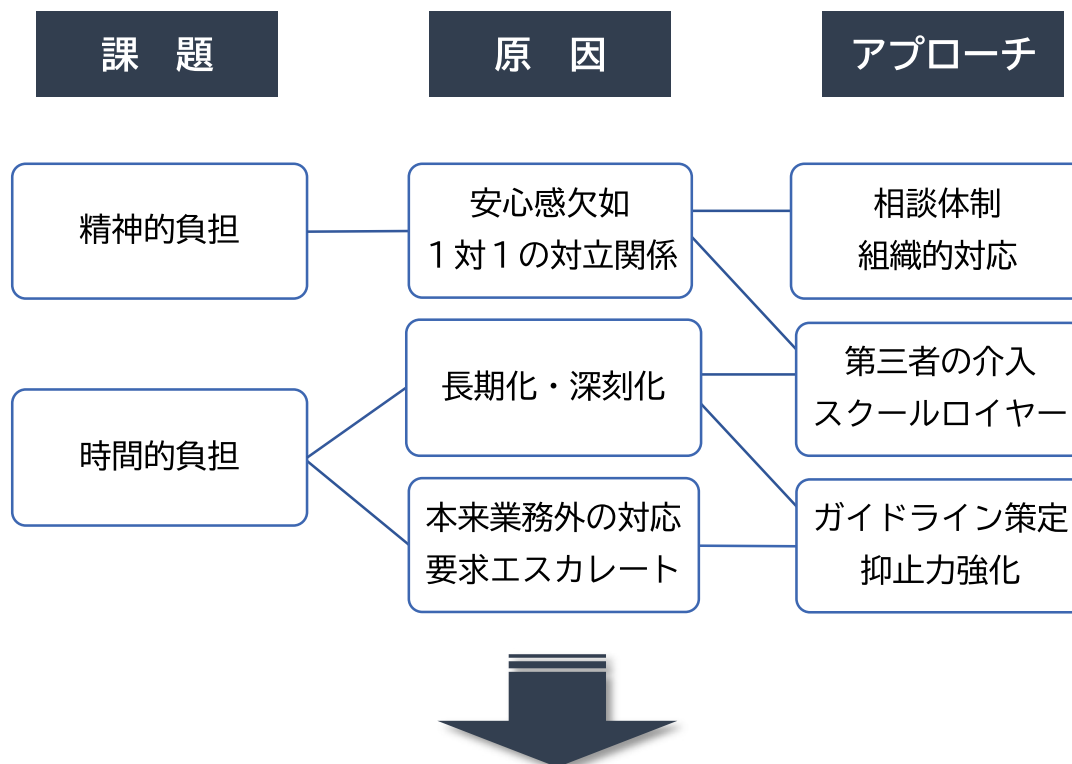
対応の長期化・深刻化の影響は学校全体に波及することから、業務負担の抜本的な削減のためには、スクールロイヤー\*を設置し、法的助言・介入により事案の早期解決につなげることが有効です。一方で、全ての事案にスクールロイヤーが直接介入することは非現実的であることから、アドバイザーが事案発生時に介入し、仲裁やスクールロイヤーとの連絡調整を担う体制整備が有効です。対応に当たる教員にとって大きな安心感につながり、精神的負担の低減も期待されます。

#### 保護者対応ガイドラインの策定

「夜間における校外の見回り、補導時の対応」のように、本来は教員が担うべきではない業務についても「対応せざるを得ない」という実態が調査結果から明らかになっています。教員を過度な要求等から守る有効な手段がない状況に原因があると考えられることから、全市的な対応ガイドラインの策定により、教員が担うべき対応範囲を明確化するとともに、「通話・面談の録音」や「面談へ管理職・スクールロイヤーが同席」等を明記することにより、過度な苦情や不当な要求を未然に防ぐことが必要です。

**スクールロイヤー** 学校で発生する様々な問題について、法的側面から助言を行う弁護士。文部科学省が令和2年度以降、全国的な導入を推進。

【図】アプローチの検討ロジック



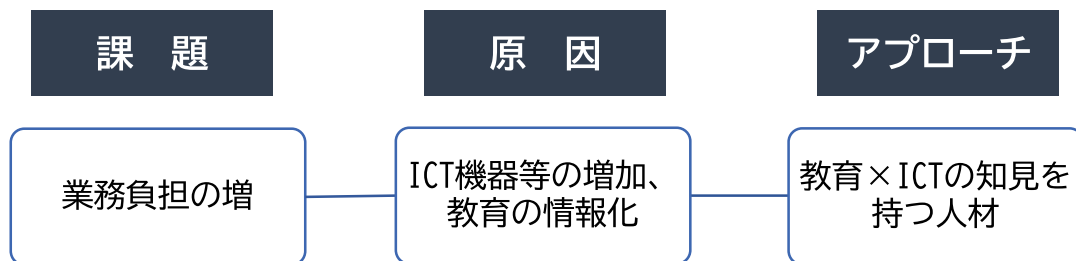
取組の方向性	
取組内容	<p>■<b>スクールロイヤーの配置</b> 保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求等に対し、法的助言や介入により事案の早期解決に資するため、弁護士を配置します。</p> <p>■<b>(仮称) 学校問題解決アドバイザーの配置</b> 事案発生時に介入し、仲裁やスクールロイヤーとの連絡調整を担う(仮称)学校問題解決アドバイザーを教育委員会に配置します。</p> <p>■<b>保護者・地域との関係構築に関するガイドライン策定</b> 学校と保護者・地域が良好な関係を築き、子どもたちにとって最善の利益につながるよう、対応体制や対応範囲に関するガイドラインを策定します。</p> <p>■<b>録音機能付き電話機の導入</b> 適切な対応に資するため、録音機能付き電話機を全校に導入します。</p>
計 画	<p>R8：ガイドライン策定 スクールロイヤー・アドバイザーによる対応体制の検討 録音機能付き電話機の導入に向けた仕様検討</p> <p>R9：スクールロイヤー・アドバイザーの配置 録音機能付き電話機の導入</p>

業務内容	No.8 ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
現状・課題	ICT 学習支援員を週1回、各校に派遣し、授業等における ICT 機器等の効果的な活用を支援していますが、教育の情報化が進む中で、ICT 機器等の増などにより教員の負担が増大しており、適切な ICT 機器の活用のため、支援体制の充実を求める声があります。



【目標の達成に向けて】	
ICT 学習支援員の配置時間数	GIGA スクール構想による一人1台タブレット端末の導入等により、ICT 機器等の日常的な保守・管理の内容が質的に変化しています。教育活動と ICT 機器が切り離せない環境の中で、それらを適切に運用し、教育効果を最大限高めていくためには、教育と ICT の双方に専門性を有する人材が必要ですが、ICT 学習支援員の勤務日数は限られており、実態調査では「情報担当教員に負担が集中している」「ICT 学習支援員が足りていない」といった意見があるなど、支援体制の見直しが必要です。

【図】アプローチの検討ロジック



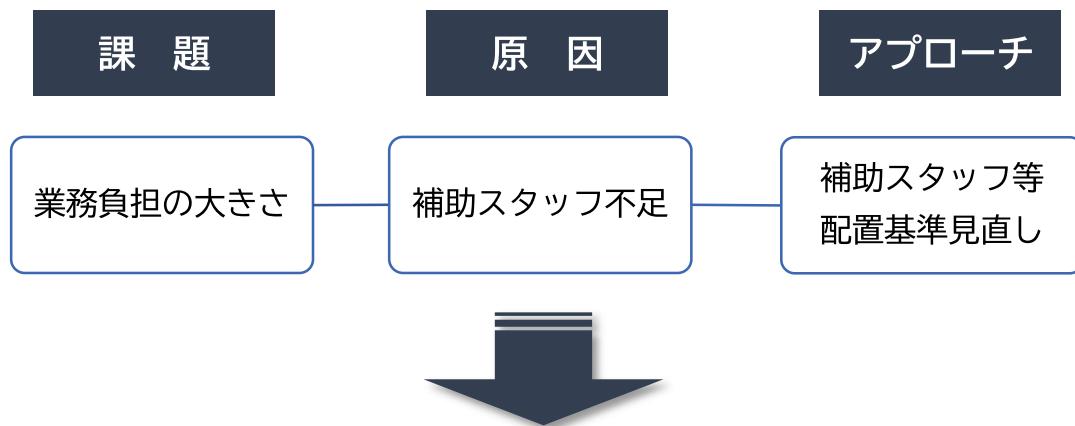
取組の方向性	
取組内容	<p>■ ICT 学習支援員の配置適正化</p> <p>教育と ICT の双方に知見を有する ICT 学習支援員によって学習効果の最大化・教員の業務負担の軽減を図るため、各校の ICT 機器の利用状況や教育課程を踏まえて ICT 学習支援の配置を適正化します。</p>
計 画	<p>R8：ICT 学習支援員の適正配置に向けた調査等</p> <p>R9：配置適正化</p>

業務内容	No.15 授業準備、No.16 学習評価や成績処理
現状・課題	補助的な業務を担うスクールサポートスタッフ及び教頭業務アシスタントを各校に配置し、教員の負担軽減を図っていますが、人数や勤務時間が限られているため、教材の印刷や物品の準備、軽易な採点業務など、まだ大きな改善余地があります。



目標の達成に向けて	
補助人員の配置適正化	<p>授業準備や成績処理における補助的な業務（教材の印刷、物品の準備、提出物の有無の確認等）は、教員の専門的判断を必要としない業務であることから、これらの業務を支援スタッフが的確に担うことで、教員が教材研究や児童・生徒の学習状況の分析等、専門性を要する業務に集中できる環境を整えます。</p>

【図】アプローチの検討ロジック



取組の方向性	
取組内容	<p>■補助スタッフ等の配置基準の検討</p> <p>学校の規模や実情を踏まえた適切な補助スタッフ等の配置が行えるよう、業務量・内容の点検を行い、配置基準を定めます。</p>
計 画	<p>R8：補助スタッフ等の配置基準の検討 自動採点システム等の調査研究</p> <p>R9：配置基準に基づく配置適正化</p>

## (2) その他事項

### No.1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

多くの学校では保護者や地域の方が担っており、教員による見守り活動は実施していませんが、児童・生徒の安全のため、登下校の指導や安全確認、地域の方との情報共有を行い、適切に対応しています。

### No.2 放課後から夜間等における校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応

原則として校外の見回りは行っていません。地域や店舗、警察等から依頼や連絡等があった場合についてはやむを得ず対応しています。

### No.3 学校徴収金の徴収・管理

令和6年度より学校給食費は公会計化され、教材費についても口座振替により徴収し、負担の軽減が図られていますが、口座情報の登録など、口座振替に係る事務作業を一部の教員が担っており、負担となっています。

### No.4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域との連絡調整については、地域学校協働活動推進員が中心となって担っており、地域の教育力の向上が図られていますが、令和4年度から開始した事業であるため、現状では教員が一部対応している場合もあります。

### No.6 調査・統計等への回答

専門的な内容の調査が多いため、基本的には教員が担っています。

### No.7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

学校だより等の広報資料の作成・管理は教員が担っています。印刷作業等はSSSの活用により負担軽減が図られています。

ウェブサイトの作成・管理は、教育委員会が行っており、資料の提供や確認を教員が担っています。

### No.9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

授業等に付随する日常的な施設や設備の管理については教員が担っています。

一部の小学校では水泳授業を外部委託しており、学校プールの点検や管理についても負担軽減が図られていることから、外部委託実施校の拡大によって改善が見込まれます。

#### **No.10 校舎の開錠・施錠**

開錠は校務作業員が担っており、施錠については日直の教員が行う等、特定の職員に負担が集中しないように行っています。また、警備業務は外部委託しています。

#### **No.11 児童・生徒の休み時間における安全への配慮**

児童・生徒との信頼関係構築や安全確保の必要性から、休み時間は教員が児童・生徒の様子を見守っています。

#### **No.12 校内清掃**

清掃指導を行う必要があることから、全教員で分担し、児童・生徒の清掃活動を見守っています。トイレ清掃の外部委託や校務作業員、SSSの活用により負担軽減が図られています。

#### **No.13 部活動**

部活動の指導や大会参加に係る事務等を教員が担っており、大きな負担となっています。

段階的な地域展開を進めていますが、子どもの学びや教員のやりがいへの影響等を考慮しながら、学校と地域が役割分担をしながら、指導や運営を地域で行う体制づくりを推進します。

#### **No.14 給食時間における対応**

給食指導は学級担任が担い、食育指導は栄養教諭が計画的に実施しています。一部の学校では、学校運営協議会の協力により、地域のサポーターが給食時の見守りを行っています。

#### **No.17 学校行事の準備・運営**

学校行事の日程調整等は教頭や総括教諭が行っていますが、物品の準備等はSSSと分担するなど、負担軽減が図られています。

#### **No.18 進路指導の準備**

就職希望者は少ないため、大きな負担とはなっていません。

#### **No.19 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応**

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が各学校に配置されており、個別に対応を行っています。

### (3) 学校における措置の推進

時間外在校等時間の縮減に向けた方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教員が担う業務の適正化を図り、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築等も含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。
- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進めます。
- 授業時数の見直しと併せて、放課後に行われる児童・生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教員に割り振られた勤務時間内に適切に設定する等の工夫を行います。
- 学校評価の結果を踏まえ、学校運営の改善を図るため、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を取り入れて、改善策を講じます。
- 教員以外でも対応可能な業務について、スクールサポートスタッフ等のさらなる活用を検討します。

### (4) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の取組を実施します。

- 労働安全衛生法に基づき、1か月当たり80時間を超える時間外労働を行う等の要件に該当した教員に対し、医師による面接指導を実施します。
- 教職員が50人未満の学校も含め、すべての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等の活用により職場改善を推進します。
- 学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備を進めます。

## 7 推進体制

本計画の着実な実行を図るため、次の推進体制を整備します。

### (1) 本計画の進行管理

- 教育委員会会議定例会において本計画の進捗状況を毎年報告します。また、地方教育行政の組織及び運営等に関する法律第 26 条に基づく教育委員会の権限に属する事務の点検・評価事業において検証を行い、学識経験者の知見を活用します。
- 改正給特法の規定に基づき、総合教育会議において計画の進捗状況を毎年報告するとともに、報告後はホームページ等で速やかに公表します。

### (2) 教育委員会における本計画の実効性を高めるための取組

- 学校訪問や意見交換会を行い、現場の実情把握に努めます。
- 各学校において、校長のリーダーシップのもと、本計画に基づく働き方改革に取り組めるよう伴走支援を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- 本計画に掲げる措置の実施に当たって、必要な人員を確保します。
- 保護者や地域の方から本計画に掲げる措置に関して理解を得られるよう、「業務の3分類」や業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行います。

## 8 策定経過

実施時期	内容
令和7年10月	各学校への現状調査の実施（19項目）
令和7年12月	校長会への意見照会
令和8年1月22日	教育委員会会議協議会における審議
令和8年2月12日	教育委員会会議協議会におけるヒアリング
令和8年3月26日	校長会への計画案説明
令和8年3月30日	市長との意見交換会
令和8年3月30日	教育委員会会議定例会における審議
令和8年3月31日	計画策定



発行年月 令和8年3月

編集 教育部 学校教育課 〒252-1192 綾瀬市早川 550 番地

電話 0467-77-1111 (代表) F A X 0467-70-5705